

# ヒートショックにご用心!

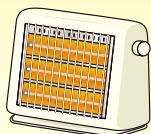
ヒートショックは、暖かい部屋から寒い部屋への移動など、急激な温度の変化により血圧が上下に大きく変動することなどが原因で起こります。

気温が下がる冬場に多く見られ、失神や不整脈のほか、死に至ることもあります。特に高齢者は注意してください。



## 予防のポイント

1 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう



2 お風呂の温度は41℃以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう

3 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう

4 アルコールが抜けるまで、また、食後すぐの入浴は控えましょう

5 入浴の前に同居者に一声掛けて、見回してもらいましょう



出典: 消費者庁

問い合わせ: 健康増進課 ☎ 092-643-3270 ファクス 092-643-3271

# 障がい者差別解消条例が施行されました

県では、全ての人に障がいを理由とする差別を禁止し、さまざまな社会的障壁を取り除く努力を求め、また、県民・事業者・行政に、合理的配慮の提供・啓発・紛争防止などにそれぞれ役割と責務を果たすことを求める条例を10月1日に施行しました。

### 身近にある社会的障壁の一例

- ・段差や狭い通路、使いづらい道具
- ・固定化した観念・制度、慣行、偏見

社会的障壁を放っておくと...

- ・皆が不便な思いをします。
- ・障がいのある人の自立や社会参加を妨げ、差別的取り扱いや障がいの有無による分け隔てなどを生じさせる原因となります。

## 条例の概要

### ① 差別解消のための体制整備

県は、「専門相談員」や「障がい者差別解消委員会」を設置し、紛争の防止や解決を図ります。

### ② 合理的配慮事例の情報提供

県は、事業者や行政機関に、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の提供についての事例の情報提供に努めます。

合理的配慮とは  
障がいのある人から何らかの助けを求められた場合に、負担が重すぎない範囲で対応することです。



### ③ 合理的配慮の提供のための事前的改善措置

行政機関や事業者は、施設・設備のバリアフリー化や障がいのある人とのコミュニケーション支援に努めます。

### ④ 防災・防犯、虐待防止の対策

県は、障がいの特性・状況に応じた防災・防犯の対策を、また、虐待防止のための研修や相談体制の整備を実施します。

詳しくは

福岡県 障がい者差別解消条例 [検索](#)

問い合わせ: 障がい福祉課 ☎ 092-643-3262 ファクス 092-643-3304